

令和 5 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和 5 年 9 月 1 日

も く じ

報告第 8 号	市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について-----	1
議案第 6 6 号	令和 5 年度大東市一般会計補正予算（第 3 次）について-----	別冊
議案第 6 7 号	令和 5 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次） について-----	別冊
議案第 6 8 号	令和 5 年度大東市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 6 9 号	令和 5 年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第 1 次） について-----	別冊
議案第 7 0 号	令和 5 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 1 次）に ついて-----	別冊
議案第 7 1 号	令和 5 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 （第 1 次）について-----	別冊
議案第 7 2 号	令和 5 年度大東市移管市営住宅事業特別会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 7 3 号	寺川ポンプ場改築工事請負契約について-----	2
議案第 7 4 号	令和 4 年度大東市水道事業利益剰余金処分について-----	3
議案第 7 5 号	権利の放棄について-----	4
議案第 7 6 号	大東市立南郷子育て支援センターの指定管理者の指定につ いて-----	5
議案第 7 7 号	大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条 例について-----	6
議案第 7 8 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する 法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について-----	8
議案第 7 9 号	大東市附属機関条例の一部を改正する条例について-----	1 0

報告第8号

市道上にて発生した事故に係る専決処分の報告について

市道上にて発生した事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和5年5月12日 |
| 2 損害賠償の相手方 | ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ |
| 3 損害賠償の額 | 金960円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和5年2月16日相手方が市道南の子谷川線を歩行していたところ、大東市曙町4番地先において、側溝上にある鉄製の溝蓋が劣化していたため、その箇所を通過する際に当該溝蓋が傾いたことにより、相手方が転倒し、負傷したので、これに対する損害を賠償するため。 |

議案第73号

寺川ポンプ場改築工事請負契約について

寺川ポンプ場改築工事請負契約を次のとおり締結する。

令和5年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 寺川ポンプ場改築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金637,804,200円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪市北区堂島一丁目6番20号堂島アバンザ
株式会社荏原製作所 大阪支社
支社長 窪田 浩 |

理 由

締結しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が、1億5,000万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第74号

令和4年度大東市水道事業利益剰余金処分について

令和4年度大東市水道事業利益剰余金を次のとおり処分する。

令和5年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1	当年度未処分利益剰余金		384,398,440 円
2	利益剰余金処分類		
	(1) 資本金	△212,724,262 円	
	(2) 減債積立金	0 円	
	(3) 建設改良積立金	<u>△70,000,000 円</u>	<u>△282,724,262 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u>101,674,178 円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。



議案第75号

権利の放棄について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 放棄する権利の内容 | 大東市営住宅の家賃及び大東市営住宅条例（平成10年条例第7号）第38条第4項の規定により徴収する金銭に係る債権 |
| 2 | 債 務 者 | 
 |
| 3 | 放棄する債権の額 | 金2,007,900円 |
| 4 | 放棄する理由 | 債務者が平成28年10月31日に死亡し、当該債務者に係る全ての法定相続人が相続を放棄したことにより、債権を回収できる見込みがないため。 |

議案第76号

大東市立南郷子育て支援センターの指定管理者の指定について

大東市立南郷子育て支援センターの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立南郷子育て支援センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 大東市諸福五丁目2番23号
特定非営利活動法人ぷち・マミィ |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

議案第77号

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

印鑑登録証明書の交付申請の方法について、移動端末設備の利用により行う方法を導入することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市印鑑登録及び証明に関する条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条中「よる利用者証明用電子証明書の記録を受けた」を「より同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第78号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)
が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市附属機関条例の一部改正）

第1条 大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市子ども・子育て会議の項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

（大東市立認定こども園条例の一部改正）

第2条 大東市立認定こども園条例（令和3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

（大東市立子ども発達支援センター条例の一部改正）

第3条 大東市立子ども発達支援センター条例（平成18年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（大東市立幼児発達支援教室条例の一部改正）

第4条 大東市立幼児発達支援教室条例（平成15年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第79号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

第3次大東市健康増進計画の策定に当たり、当該計画において自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づく自殺対策計画についての内容を一体的に定めることに伴い、大東市自殺対策計画策定委員会を廃止するため。

大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市健康増進計画作成委員会の項中「大東市健康増進計画」を「健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進計画、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく食育推進計画及び自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づく自殺対策計画」に、「10人」を「18人」に改め、同部大東市自殺対策計画策定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

印刷物番号

5 - 3 6